

1

前提条件の整理

(1) 景観形成の考え方

景観形成に対する考え方を明確にするとともに、計画策定の前提となる条件を整理します。

① 趣旨

市民・事業者及び市が協働し、積極的に景観まちづくりに取り組み、その実現に向けて推進することを目的に、景観法（平成16年6月18日法律第110号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく景観計画の策定を行います。

景観計画は、先に策定の本市の景観まちづくりに関するマスタープランである「大垣市都市景観基本計画」（平成9年度）を見直し、合併地区の景観特性を加味した上で、本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方や方針、誘導策としてのしくみや基準、実現化方策などを明らかにし、総合的な景観施策を定めるものとします。

② 理念

- 良好な景観は、現在及び将来にわたり大垣市民共通の財産です。
- 良好な景観は、ふるさとの自然、歴史、文化等と市民の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、これらが調和したまちづくりを目指します。
- 良好な景観は、地域固有の特性と密接に関連するものであることから、市民の意向を十分踏まえ、評価を得て、地域の個性及び特色を伸ばすよう、多様な景観の形成を図ります。
- 良好な景観は、観光や地域間の交流の促進にも大きな役割を担うものであることから、市民・事業者・行政の協働により、一体的な取り組みを目指します。
- 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを認識して行います。

(2) 大垣市景観計画の前提となる計画及び条例

① 大垣市都市景観基本計画

策定年次	平成9年度
将来像	水都大垣 ～風情あふるる情景都市
目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 商業の情景～時代を超えたにぎわい景観の形成 ② 工業の情景～産業の活力を示す大規模建築物景観の形成 ③ 市街地の情景～シルエットの整った遠景景観の形成 ④ 田園（輪中）の情景～広がり保たれた景観形成 ⑤ 宿場の情景～山並みと一体となった歴史景観の形成 ⑥ 水辺の情景～水都を引き立たせる水辺の景観形成
景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ①商業の情景～時代を超えたにぎわい景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺商店街の賑わいの形成 ・ 歴史的要素を活かした景観形成 ・ 面的に広がる歩行者ネットワーク ・ 公共空間と民有空間との調和 ②工業の情景～産業の活力を示す大規模建築物景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場周辺のうるおいづくり ・ 工場の施設景観への配慮 ③市街地の情景～シルエットの整った遠景景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落ちついた住宅地景観の形成 ・ 住宅地にふさわしい公共空間の形成 ・ 統一感のある市街地景観の形成 ・ 幹線道路沿道の景観形成 ④田園（輪中）の情景～広がり保たれた景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広がる田園風景の保全 ・ 集落の屋根並みと歴史性の活用 ・ 輪中景観の活用 ⑤宿場の情景～山並みと一体となった歴史景観の形成（赤坂宿） <ul style="list-style-type: none"> ・ 古い宿場の景観的な保全と散策空間の確保 ・ 山並みの保全と緑の広がり ⑥水辺の情景～水都を引き立たせる水辺の景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川空間の集景と自然的要素の保全 ・ 市街地における水景の多用による身近な水辺の形成 ・ 文化的価値の高い水辺の保全・活用

図 景観基本構想図



凡	例
景観形成を先導する拠点区域	
古い宿場の景観的な保全と散策空間の確保	
山並みの保全と緑の広がり	
広がる田園風景の保全	
集落の屋根並みと歴史的な活用	
輪中景観の活用	
落ち着いた住宅地景観の形成	
住宅地にふさわしい公共空間の形成	
幹線道路沿道の景観形成	
統一性のある市街地景観の形成	
工場周辺のうるおいづくり	
工場の施設景観への配慮	
都市の景観を引き立たせる要素としての景観形成	河川空間の修景と自然的要素の保全
	橋梁のイメージアップによる河川空間の景観形成
景観イメージを形成する軸	主要な道路軸
	主要な鉄道軸
	主要交通軸の結節点
景観形成を誘導する拠点	主な公共施設
	主な教育施設
	緑のかたまり(公園・緑地)
	駅前・遊園地・運動場

② 大垣市都市景観条例

施行	平成10年4月
目的	本市の良好な都市景観の形成に関して必要な事項を定めることにより、大垣らしいまちの景観を守り、育て、創り上げるとともに、景観要素の整序を図り、美しく魅力的で調和のとれたまちづくりを全市民の参加のもとに推進し、快適で住みよいまちにすること。
市と市民の役割	<p>市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の目的を達成するため、基本的かつ総合的な施策を実施し、施策の実施にあたっては、市民の意見等が十分反映されるよう努めます。 ・ 都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めていくため、大垣市都市景観基本計画を策定します。 ・ 都市景観に関する知識の普及・啓発を図るとともに、また、公共施設の整備を行う場合には、都市景観の形成において先導的役割を果たします。 <p>市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等は自らが景観形成の主体であることを認識し、積極的に都市景観の形成に努めるとともに、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するものとします。
施策	<p>○都市景観形成重点地域 重点的にまちの景観を形成していく必要がある地域を都市景観形成重点地域として指定し、地域の特性を生かした景観を創出するもの。</p> <p>○大規模建築物等 一定規模を超える建築物や工作物、広告物等を対象に、周辺の景観との調和を図るため、「大規模建築物等の新築等の届出制度」によりあらかじめその内容を届け出いただき、大垣市都市景観基本計画の趣旨により、建築物等の形態・意匠、色彩などについて助言・指導を行うもの。</p> <p>○都市景観形成重要建築物等 都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等を都市景観形成重要建築物等に指定し、貴重な景観資源として保全・活用に努めるもの。</p> <p>○都市景観形成市民団体 都市景観の形成に寄与することを目的として設立され、活動する団体を、都市景観形成市民団体として認定し、地域住民による自主的なまちづくりの支援を行うもの。</p> <p>○都市景観市民協定 区域の実情に応じた都市景観の形成を図るため、地域住民の大多数の合意により、都市景観の形成に関する必要な事項について定めた協定を、都市景観市民協定として認定するもの。</p> <p>○表彰及び助成 都市景観の形成に貢献している建築物等や市民活動などを、表彰や助成によって支援するもの。</p>